

令和2年第3回
久御山町教育委員会定例会
議事録

令和2年 第3回久御山町教育委員会定例会 議事録

1. 招集年月日 令和2年3月27日
2. 招集の場所 久御山町役場会議室23
3. 開 会 令和2年3月27日午前9時30分開会 宣告
4. 出席委員 山 本 悦 三
寺 井 恵太郎
豊 田 美 幸
阿 部 拓 児
田 口 賀 彦
5. 職務のため出席した者の職氏名
教育次長 田 井 稔
学校教育課長 内 座 多 恵
社会教育課長 西 野 石 一
社会教育課長補佐 高 田 浩 史
社会教育課長補佐 福 原 泉
書 記 奥 小 苗
6. 付議案件
議案第6号 令和2年度学校教育・社会教育の重点について
議案第7号 久御山中学校給食調理業務委託評価委員会設置要綱一部改正について
議案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則整備について
議案第9号 久御山町教育委員会職員の職の設置に関する規則一部改正について
議案第10号 久御山町教育委員会事務決裁規程一部改正について
議案第11号 久御山町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について
議案第12号 久御山町立学校の教職員の勤務時間に関する方針の策定について
議案第13号 久御山町スポーツ推進委員の委嘱について
議案第14号 令和元年度久御山町一般会計補正予算（第7号）について

7. 会議の経過

午前9時30分 開会

○山本教育長 ただいまから令和2年第3回久御山町教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事録署名人は寺井委員であります。どうぞよろしくお願いいたします。前回、令和2年2月19日開催の第2回定例会議事録につきましては、先日配付したところでございます。よろしければご承認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 はい、ありがとうございます。第2回定例会の議事録については、承認されました。次に、報告についてでございます。3月26日、昨日ですけれども令和元年度の第10回目の久御山町新型コロナウイルス等対策本部会議を実施いたしましたところでございます。新型コロナウイルスの感染症対策に関わる今後の対応についてご報告いたします。小・中学校におきまして、3月24日をもって学校延期休業を終了し、春期休業といたします。なお、令和2年度の4月の始業式から教育活動を再開いたします。春期休業期間中、小学校は午前中のみグラウンド及び図書室を開放し、中学校は午前中のみ図書室を開放します。また部活動につきましては、健康チェック、練習場や時間、内容などを留意した上で再開いたします。臨時休業に伴う未指導部分について各学校の状況に応じ、令和2年度において補充のための授業や補習を必要に措置を講じて参ります。

続いて、社会教育課分です。総合体育館につきましては、3月30日まで臨時休業中ですが、メインアリーナは4月1日から再開いたします。サブアリーナ、トレーニングルームは4月30日まで休館を延長します。ゆうホール、中央公民館は貸館、貸室のみとします。図書館も3月31日まで臨時休館中ですが、閲覧席などの利用を制限をしたうえ4月1日から再開いたします。学習室、お話室は4月30日まで休館を延長いたします。小・中学校体育館につきましては、現在、学校教育以外の使用を使用を制限しておりますが、4月1日から使用制限を解除いたします。また、東京オリンピック聖火リレーにつきましても詳細はわかりませんが、現在のところ延期となっているところがございます。以上の内容につきましては、今後の感染症状況に応じまして対応をまた制限していくことがありますので、ご了承いただきたいと思えます。それでは、報告は終わります。

本日の議案は議案第6号令和2年度学校教育・社会教育の重点についてから議案第14号令和元年度久御山町一般会計補正予算(第7号)についてまでの9議案でございます。それでは早速、議事に移ります。

議案第6号令和2年度学校教育・社会教育の重点についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

○野田課長補佐 それでは、令和2年度久御山町教育委員会学校教育の重点についてご説明をさせていただきます。まず京都府の学校教育の重点という資料をご覧ください。開いていただきますと、2つの柱と10の重点目標ということで京都府が、推進されていることが書かれています。また、お目通しをいただけたらと思えます。これを基にしまして久御山町といたしましても学校教育の重点を作成させていただいております。それでは、令和2年度久御山町教育委員会学校教育の重点をご覧ください。昨年度より変更させていただきました所に二重線のアンダーラインを引かせていただいております。こちらの新旧対照表といたしまして、別紙でお示しさせていただきます。こちらをご覧ください。この新旧対照表を元にご説明させていただきます。まず、重点目標1 質の高い学力を育む、に關しまして、1の基礎基本の定着ということで、令和2年度版といたしましては、学力の充実向上に向けての取

組の推進といたしまして、今年度より実施しております中学生学力アップ授業、夢スタ講座による学校教育の補完ということで、文言の修正をさせていただいております。付け加えといたしまして、オ キャリアパスポートの視点を生かした取組の充実、これに関しましては、自己指導能力の育成をするための具体的な取組の実施ということで、すべての教育活動において、見通しと振り返りを大切にした意図的な教育活動を進めていこうということで働きかけを進めております。さらに、カ「まなびスタート調査」による分析といたしまして、今年度より京都府の指定を受けまして、未来を拓く学校づくり推進事業というものを進めております。こども園と小・中学校をつなぐものとしまして、就学前までの育ちを可視化することを通して課題を早期発見し早期対応しようというものです。具体的には、子供たちには、すずブロックやおはじきを並べて、声に出して「数えてみてね」と言ってそれを数えられるかどうか。すずブロックを縦に積めるかどうか、そういったことが出来るかどうかを小学校入学時に実施しまして、中学校就学前までの育ちがどうなのかを見る形としています。課題があった、お子さんに関しては、具体策としてどういう手立てが必要かを打ち出すことを今、進めてまいります。さらに（４）就学前教育の充実に関しまして、ア 遊びを通して人間形成の基礎、その次に非認知能力を培う就学前教育の充実ということで追記させていただいております。（６）として付け加えまして小学校新学習指導要領の確実な実施及び中学校新学習指導要領移行措置に来年度、当たりますのでこちらの確実な実施を心がけて教育を進めてまいりたいと思っております。1枚めくっていただきまして、活用する力の育成、指導方法の充実ということで、文言を修正いたしております。そこに関して具体的に明記しております。まず1つ目、アといたしまして、I T C 機器の活用についてです。こちらに関しましては、国の方からもG I G Aスクール構想ということで、児童生徒一人一人にタブレットを導入するということが進められようとしているところです。児童生徒が学習に向かう意欲喚起や意見の即時共有、思考を深める授業改善など教職員のI C T活用指導力を向上させること、また校務の効率化や共有化における働き方改革を推進してまいりたいと考えております。イ としましてエビデンスを元にした支援ということでキャリアパスポートの視点を生かした取組をすることで児童生徒の学びの足跡をポートフォリオで自己調整力を培ってまいりたいと考えております。また、先ほどから申し上げているとおり、学びスタート調査による分析及び指導改善も行ってまいります。これらは、P D C Aサイクルを意識した教育ということで常に前に進めるような形で進めてまいりたいと考えております。つづいて、豊かな人間性を育む心の教育推進ということで重点目標の2 人を思いやり尊重する心など、豊かな人間性を育むというところで、少し変更及び追記をいたしております。1 豊かな感性、コミュニケーション能力の（２）道徳教育の推進で「京の子ども 明日へのとびら」をはじめとしていましたが、地域教材という言葉を追記いたしております。久御山町の児童生徒の実態に応じた教材というものを活用することでより豊かな道徳性を育てまいりたいと考えております。続きまして、基本的な生活習慣の確立と生活実践力の育成としまして、重点目標3 たくましく健やかな身体を育むです。その中で、1. 健やかな身体と体力向上（１）健やかな身体の育

成アといたしまして、生活習慣及び生活規律の確立をめざした指導及び確立に向けての保護者啓発ということで追記いたしております。これに関しましては、以前に作成した家庭生活スタンダード又は園・学校生活スタンダードのよる啓発周知に加えまして今年度末に作成し保護者の方に配布させていただいた睡眠教育リーフレットの小・中学校版と中学校版とございます。学力と睡眠との相関関係や朝食と学力の相関関係を表わしたもので、徳洲会病院の江口検査技師長の監修を基に作成させていただいております。来年度の研修会でも保護者や地域の方々と一緒に睡眠教育のことも同時に進めてまいりたいと考えております。イ久御山学園での15年間を見通した系統的な指導といたしまして、園・小・中連携会議でのベクトル合わせをすることで、15歳で終わるのではなく将来を見据えた切れ目のない教育を意識した意図的な教育を推進してまいりたいと考えております。一枚めくっていただきますと、重点目標4 一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす 2 就学前教育の推進(1)新たにウ としまして幼児教育アドバイザーを活用した研修支援ということで、今年度も幼児教育アドバイザーを活用し就学前教育をより豊かにするということで進めてまいりましたが、来年度もそのような形で実施してまいりたいと考えております。重点目標5 社会の変化に対応し、よりよい社会の構築に貢献できる力を育む 1 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の推進の(1)情報教育の推進といたしまして、ICT機器を通じた情報活用能力というものを育成していきたいと考えております。2 グローバル化に対応できる人材の育成といたしましては、ウを追記いたしております。新学習指導要綱に準じた小中学校外国語教育の推進、新たに5・6年生におきまして外国語科ということで、教科化されます。それに当たりまして、小中学校の連携も必要になってきますので、今年度の段階で外国語検討委員会を開きまして新学習指導要領実施に向け小中学校のつなぎを大切にされた連携というものを図っております。一枚めくっていただきますと、学校の教育力の向上と信頼される学校づくりといたしまして重点目標6 安心・安全で充実した教育の環境を整備する 1 危機管理と安全対策 ウを追記いたしております。発達段階に応じた系統的な防災教育の推進ということで、新学習指導要領でも時代に応じまして防災教育が大切にされてきておりますので、ここについて計画的に推進してまいりたいと考えております。以上です。

○教育長 令和2年度の骨子になりますので、質疑を受けたいと思います。田口委員、どうですか。

○田口委員 はい、特に小学校は新学習指導要領が発布されてくるところで、大きく変わってくるところでもあると思います。それも充分、取り入れた中身にしていただいていますし、久御山町は久御山町で独自に受け継いできたものも生かしながら作っていただいているなあと思いつつ見せていただきました。一つ幼児教育アドバイザーというのは、今までの同志社の先生が来てくださるのか、それとも替わられるのですか。

○野田課長補佐 未来を拓く学校づくり推進事業の中で同志社女子大学の塘教授に、また来年度からもお世話になる予定です。今年度に関しましては、府の方で幼児

教育アドバイザーというものが作られましたので、保育教諭の指導ということで今年度あたっていただきました。

○山本教育長 京都府教育委員会の学校教育課の中に幼児教育アドバイザーセンターというものを設置したということです。阿部委員どうですか。

○阿部委員 これはどういう位置づけのものですか。

○学校教育課長 はい、先ほど、指導主事からもありましたように京都府としての教育の重点がまず作られまして、それに基づきまして各市町村におきましてもそれぞれの特色に応じた教育をしていくということで、こちらの方は久御山町の教育をどうしていこうか、学校教育をどうしていこうかということで、今年度の取組方針を定めたものです。

○阿部委員 ということは、これは例えば保護者などに公開する訳ではないのですか。

○内座学校教育課長 そうではなく、久御山町の教育をこういう形でしていきたいという元々の大きな方向性はに基づいて、年度年度で時代に応じた形で取組を毎年どこを重点に置いていくかということ、この令和2年度の学校教育の重点で定めます。それを、教育委員さんの方々もそういう子どもたち、学校の様子を見ていただけたらと思います。一番大事なことは方向性をもって、教育委員会としては大事に重点にして教育を子どもたちにしていくという事を次は教職員に知らせていくということでも視点となるものです。

○阿部委員 教職員の方には配られている。

○学校教育課長 そうです。これを説明してこういう形で今年度はこういう事を大事にして教育をしていただくよう説明をしていきます。

○阿部委員 わかりました。

○山本教育長 よろしいですか。

○阿部委員 はい、よく理解できました。基本的にはこれでいいと思いますけれども、令和3年度に向けていろいろラディカルに変わって来るんだろうなというのはすごく思っています。新型コロナの関係で教育というものの提供のあり方自体を完全に見直していく事になるかもしれません。特に大学とかは普通の授業をしないというのが決まっているので4月いっぱいには人に対して接しない形で授業をすることになっているので、今回一応、再開できましたけれども、いつまた閉じられるか判らないですし、人と人が接しない教育というものを模索していくのが次の段階でかなと思っています。

○山本教育長 遠隔教育ということですか。

○阿部委員 大きく言えばそうなんですけども、それをどうするかは丸投げされています。

○山本教育長 確かに今、阿部委員がおっしゃった教育の提供のあり方、このあたり大事な視点であるかなという気がいたします。

○阿部委員 タブレットのGIGAスクール構想がこれで少し前倒しというか、早められるとニュースで聞いたんですがどうなのですか。

○内座学校教育課長　　G I G Aスクール構想については5年計画の中でご説明させていただいたとおり、国の基準に基づいたスケジュールに基づいて導入しようとは現在のところ考えてるところです。それを前倒しでもっとしてはどうかという文科省からの通知も届いてない状況ですので、また届いてそれを前倒しにしてはという事や補助金の体制などが整っておるのであれば、確かに再考しないといけない状況ではあると思っております。

○山本教育長　　豊田委員どうですか？

○豊田委員　　せっかくタブレット学習を導入するので、タブレットを通じた学習の補助みたいなのもゆめスタの企画の中で考えていくのも一つかなと思ったりもします。しかし、通信教育の弱みというのは、実際受け取った側がどこまでやるかというのが個人に任されているというので、やはりあいだあいだで、何かでやり取りがあった方が子どもというのはやる気が出るのかなと思います。話が最初に戻るのですが、一番最初あたりに言っていたいただいた就学前の子どもたちの育ちを可視化するという事で、小学校に上がる前にブロックを積んだりとかするという事ですが、そこで少し引っかかっている子どもの親が小学校の言葉の教室の先生にお話を聞いていただきに行ったのに、4月に先生が替わられるのでその時にご相談した先生が入学した時にはおられないことが起こるんですよね。やはり直接に担任の先生お話をした訳ではないので、引継でどの程度まで判っていただけたのかと不安な部分があったり、実際ちょっと新学期につまずくことがありました。もうちょっと、相談した内容をくみ取った指導をしていただけてたら、こう言うことにならないのではとの思いがあって、それは親がフォローできる範囲のところですし、基本、そこまで全部先生にというのは先生に丸投げしすぎだと理解はしています。令和2年度版で載せていただいているのは、9年ほど前からされてるものと何か違う早期発見、早期対応の仕方が立ち上がったのか、主に引継で発見された、相談した内容がどこまで小学校に具体的につながって生かされていくかということ、他の保護者の方からも相談したのは良いけれどもどこまで担任の先生にしっかり引き継がれているのかが不安だとか、ちょっと足りないのではないかという声を今までにも何度か聞いたことがあるので、そのあたりの具体的な連携策があるのであれば聞かせていただけたらと思います。

○野田課長補佐　　おっしゃるとおり、引継であったり、学年が上がったとき、小中の流れ、園と小との間が課題でありまして、なかなかそのところで、うまく連携できてなくて、お子さんがうまくスタート出来なかったりとか沢山あったというのは、おっしゃるとおりなんです。学びスタート調査と言わせていただいているものに関しましては、平成28年度の効果のある学校推進事業というところから始めてさせていただいておりまして、ここに今まで明記されていなかったのですが、具体的に明記した方が分かり易いと言わせていただいたものです。現在の保護者アンケートも色々とりまして、例えば、朝食の事、就寝の事、TVの事、あいさつの事、決まりの事、時計の事、しりとりとかトランプ、双六、はさみ、のりの使い方、いろんな事を調査して大学の塘教授に分析をしていただいて、それを入学時に実施しているのですが、2年、3年、4年と学力テストでどう伸びていったが、どこがまだ課題であるのか、追跡調

査しようということで、今現在、進めている段階で4年目に今年度はなります。

○豊田委員　もう調査を初めて4年ですか。今が4年生の子はずっと追跡しているという事ですか。この春から5年生の子ということですよ。

○野田課長補佐　そうです。小学校の段階では、毎年12月に実施している学力調査と4年生であれば府の学力診断テストとでどのような推移を追っているかに関しては全体の、個別でも追ってやっています。3月25日に本来であれば、塘教授に来ていただいて、東角小学校、佐山小学校を中心にご講演をいただく予定だったんですが、新型コロナの影響で実施がままならない状況ですので、来年度、こちらの方から学校にはお伝えして、具体的な分析と今後の具体策についてお話できたらと思っています。

○豊田委員　先生同士の連携策に関してはそんなに画期的な策はありますか。

○野田課長補佐　そうですね、やはり引継のところはきちりとなされるかどうかというところではありますので、そこに関しては校内の中で支援委員会であったり、それぞれの学年会や連携会議などでやっていくしかないと思っていますので、以前に比べましては、その子どもそれぞれに応じたチーム会議というものを組み入れていますので、そのなかでそれぞれ関わる先生同士で話し合っって校内支援会議に掛けていくなど、組織としては9年前よりは出来ていると自負していますがまだまだ課題は山積していると思っています。

○山本教育長　他にございませんか。寺井委員どうぞ。

○寺井委員　わからない事が2つありまして、キャリアパスポートとはどういう意味ですか？

○野田課長補佐　簡単に言いますと、キャリア教育と言われる将来を見据えた社会を生き抜くための教育というものをずっと推し進めてはいるのですが、キャリアパスポートに関しては自分のした活動に対してどう振り返るか、その振り返った事を基にどんな計画を次に自分で立てて、活動があつてと繰り返していく事になります。例えば、学習においてでも、生活においてでも良いのですが、自分はものをすぐに忘れてしまう人だという事であれば、忘れてしまうのだけれども忘れないためにきちんと連絡帳に書き前日の夜にチェックして準備するという活動をします。ただそれをしたのだけれども忘れてしまった、ではなぜだろう、と振り返りが入りまして、その振り返りで、連絡帳をチェックしているだけであつて自分のなかでチェックしながら入れるという事が出来ていなかったと振り返りが出来たとしたらその振り返りを基に今度は連絡帳をチェックしながら入れる活動をしなければいけない、といった自己理解であつたり自己調整、そのような力を養う事でこれから訪れる情報化、グローバル化などいろいろな社会に対しても自分で道を切り開いて行く力につながっていくのではないかとということで、来年度からキャリアパスポートという視点を生かした取組を入れて行きなさいと文科省からも言われておりますので、実施していきたいと考えています。これまでより言ってきました自己指導能力に関わる部分ではあると思いますけれども、以前より申し上げた具体的な策としてそれぞれの学校で、授業でも、生活でも全部に取り入れていこうと実施していきます。

○山本教育長　キャリアパスポートとはちょっと異なりますが、東角小学校でこれに近い形で成長ノートというものを親と生徒と担任が三角形でやり取りしています。

○寺井委員　それと、豊かな人間性を育む心の教育推進の所の重点目標3で睡眠教育と書いてますがここに食育は入らないのですか。また別なのですか。睡眠が重要なことはわかるのですが、食育も子供にとっては重要なかなと思います。

○野田課長補佐　おっしゃるとおり食育も大変大切な所であります。本町でアンケートをとった中で、小学校、中学校でのアンケート結果によると朝食を食べている等、食育に関する調査は良好な状態であると久御山学園としてはとらえておまして、そういった中で睡眠というところ、今のゲームであったり、スマホであったり色々なところで子どもたちの睡眠時間が減ってきて、そこが学力とつながるのではないかということから睡眠教育を進めていくことが大事ではないかという事で進めております。

○寺井委員　京の子ども明日へのとびらや地域教材を活用するというところですが、ものすごく大事な事だと思うので、ぜひ実行していただきたいです。それと最後のページの発達段階に応じた系統的な防災教育の推進、これは防災訓練など全部を含めてですか。

○野田課長補佐　防災訓練等を学校全体でとなってくると地域の皆さんとの関わりもありますので、どこまですぐに推進できるかどうかはわかりませんが、まず4年生において新しく防災教育が教科書の中に位置づけられましたので、その点に関して5年生、6年生が色々なところで防災について学ぶ機会が増えてまいります。それと避難訓練や防災訓練といったものをリンクさせた形で一体的に教育を推進していくことが大切だととらえております。

○寺井委員　まだ、具体的なことは出ていないのですか

○野田課長補佐　具体的に東角小学校では例年していることもありますけれども、それぞれの地域で具体的な所まではまだ進んでいないです。

○寺井委員　今の地域の今までにされていることの継続という形ですか。

○野田課長補佐　そこはそうです。

○山本教育長　よろしいですか。豊田委員どうぞ

○豊田委員　先ほどでました地域教材の活用というのは私も良いことだと思いますが、やはり具体的に是非取り組んでいただきたいので、もし具体的な事が挙がっているのであれば教えていただきたいのと、その前のページで児童生徒の学びの足跡をポートフォリオで残すことで自己調整力を培う、色々なキャリアパスポートそうですし、自分というものに対するとらえ方というのを軸にして色々な教科とがあるわけで、同じ事を目指しているのにバラバラにやっているような感じがするので、全教科しかり、道徳教育しかり、このポートフォリオを残す調整力を培うというのも目指すものをはっきりさせて、指導のあり方を練られたらいいかなと思いました。

○山本教育長　そのあたりの所は、指導はもちろんきちっと校長が観ていかなければならないと考えています。道徳教育が始まってまだキャリアがないわけですがけれども、やはり教務主任、それから教頭なり校長が指導案をしっかりと観て、どこまでどうしてるかという部分をきちっと把握しないと、今までと同じように判子を押している

ようでは、新しい指導要領が変わったときは校長も心を一新にしていだけるよう指導してまいります。

○山本教育長 他にございませんか。寺井委員どうぞ。

○寺井委員 先程、豊田委員が言われたとおり、就学前までの育ちの可視化とありますが、早期発見、早期対応という、その点について僕は今久御山町ではしっかり出来てるとは思うんですけど、少し掘り下げていかせてもらって、どう対応されているか、本当の子ども心の心がどうなっているのか、そこまでどう対応できるかわからないですが、そこをしっかりと対応して行って欲しいですし、重点において僕自身対応していきたいと思います。やはり子どもにとっては、学校に行くのが嫌で、朝にお腹が痛くならないかとか、しょっちゅう思うわけです。そのような子どもたちに対して許せるような久御山町であって欲しいと思いますし、そこは先生の方でもう一回、教育委員会の方も考えていただいてちょっと目をおいておかれて話をしたいです。

○野田課長補佐 はい、現在、通級指導教室というものが佐山小学校と東角小学校と久御山中学校にあり御牧小学校におきましては兼任ということで、今それぞれ特性に応じて個別に言葉の指導をさせていただいています。吃音や喉音のトレーニングといったことも専門性を持ってやっております。ただ、全員を観ると時間数が限られていますので、通級指導教室の先生も苦労しながらも頑張ってくれています。ただ、先程、豊田委員がおっしゃたように引継というところで、言葉の教室でしたこととクラスの学級担任との連携をきちっと取らなければ子どもには疑心につながったり、安心した生活につながっていかないとしますのでそこを大切にしていこうことが大事であると考えています。道徳教育、人権教育にも関わってくることだと思しますので、そこは基盤としてできるように先生方にもまた伝えていきたいと考えています。

○山本教育長 他に質問はありませんか。ないようでしたら私の方から一点質問がございます。今おっしゃっていましたがキャリアパスポートの視点を生かした取組の部分で児童生徒の足跡を残すということですが、ポートフォリオで残すということは、当然、ペーパーで残すわけですけれどもこれは1年生から中学3年生までずっと引継いでいくわけですか。

○野田課長補佐 現在、学校で考えてくださっているのはそれぞれの取組でもありますので、1年生から6年生、それを中学生にまでつなげるというところまでの話まではまだ統一出来ていないところであります。ただ、プライバシーにも関わる問題ですので、その扱いに関しては十分に注意してやっていく事が大切と考えておりますので、そこに関しましても校長を中心に、そこに大切な視点を持ちながら子どもたちの学びの足跡を残すという事を進めていきたいと考えています。

○山本教育長 私が言いたかったのはそこなんです。個人情報なんです。これが流出するとその子どもの事が全てわかってしまいます。その子どもにとっては、知られたくない事など沢山入っていますので、その辺りのところは、校長ではなく教育委員会としてきちんと個人情報というものの大切さ、どういう形で保持していくかというものを一年一年やはりきちっと考えてもらわないといけません。先生が忘れていて机

の上に置いて子どもが入ってきて見たら大変な事なので、良いことであるけれど個人情報視点という部分をみていただきたいと思います。あと、もう一点、寺井委員が言われた、正に久御山の児童生徒の実態に応じた教材を活用するところ、例えば、どのような教材を久御山では使用するのか。何かあるのですか。

○野田課長補佐 久御山だからという訳ではなく、他のどこの市長村も地域教材を活用してくださいとなっております。

○山本教育長 山城管内という意味ですか。

○野田課長補佐 もちろんそれもそうです。京都府のこともそうです。単純に地域の方で、例えば青少協であったり色々な活動をされている方の事から道徳につながるでもかまわないですし、形はそれぞれ考えられるのですけれども、これだというものを今、学校現場の方々と話し合っているわけではありません。

○山本教育長 わかりました。皆さん、ものすごく期待されているので、期待に応えられるよう随時、成果としてこのようなものを道徳教育で取り上げたと言えるようにお願いします。

○豊田委員 久御山町に暮らす人同士、久御山町を枠にしてみんなが交流する中で助け合い、国際色豊かな環境もぜひ活用して子どもたちの視野を広げるような、子どもたちの興味や視野を広げる良い環境だと思ったので是非そういう環境も、地域教材の中に何か取り込んでいただけたらと思います。

○山本教育長 ありがとうございます。まさに、社会教育課がその取組を進めてまして、日本語教室を京都府の国際センターと一緒に取組んでくれています。他に、できましたらSDGsの視点が入る場所がないのか、これは新学習指導要領の最初の所に未来の作り手という文言が入っておりますので、持続可能な目標設定17の内の4番目が質の高い教育です。質の高い教育の部分でできましたらSDGsの視点を少し考えていただきたいです。他、ご意見ございませんか。

○委員一同 はい。

山本教育長 それでは、社会教育の重点に移りたいと思います。

○福原課長補佐 それでは、令和2年度の社会教育の重点の案、ご説明させていただきます。お手元の資料の説明からなのですが、カラー刷りの京都府からの社会教育を推進するためというものをベースに久御山町の方針も作っているわけですが、今回皆様に別にお渡ししているのが、上3枚が令和2年度久御山町社会教育課として取り組んでいくものについてまとめさせていただいているもの、その後ろに5枚ほど綴っているのが、京都府の令和2年度の社会教育を推進するための平成31年として発行されたものが令和2年度にどういう扱いになっているかの新旧対照表、それに併せて久御山町の平成30年度、31年度として作ったものと今回令和2年度との新旧対照表で変更前、変更後という形でまとめさせてもらっています。一番下、久御山町分だけで抜粋してどのように変えたかというものになります。久御山町分だけで抜粋すると昨年度、今年度ですね、進めてきた重点とどういふふうに変更したかというものをまとめさせていただいている形になります。それでは令和2年度社会教育の重点(案)の説明をさせていただきます。本案の作成にあたっては、京都府が作成

する令和2年度「社会教育を推進するために」を基本とし、本町の第2次生涯学習推進計画と整合性を図ったところでございます。まず、京都府の「令和2年度 社会教育を推進するために」の概要を説明いたします。本計画は、京都府全体の社会教育の方向性をとりまとめるもので、社会教育を「生涯学習の振興」「家庭の教育力の向上」「地域社会の教育力の向上」「人権教育の推進」「子どもへの支援の充実」の5つの分野にわけ、それぞれの分野の目標や具体的な対応について示しています。これは年度ごとに見直されます。令和2年度は、いつでも・誰でも・どこでも・多様な方法で生涯にわたる学習活動を主体的に行い、その成果を適切に活かすことができる「生涯学習社会の実現」に向け、学校教育と社会教育の連携・融合を大切にしながら、関係団体との連携・協働のもと、広域的、先導的な施策を推進していくことに重点が置かれています。また、その地域の高齢者、PTA関係者やその経験者、退職した教職員、教員を志望する学生や社会教育団体、企業、NPO等の関係者などが、お互いに協力し、認め合い、学び合うことで、絆が深まり、生き生きとした地域コミュニティが形成されるという考えのもと、「人がつながる地域づくり」を進めることが、生涯学習社会の実現につながるとしています。なお、昨年度から国が積極的に推進している地域学校協働活動につきましては、各学校に置かれている学校運営協議会や青少年健全育成協議会やPTA、地元企業等をつなげる地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を新たに配置し、中心的役割を担っていただくことで、連携強化を図るとされているところですが、本町においては、校区青少協やおやじの会などの地域組織が、以前から独自に子どもに対する支援活動をしているとともに、社会教育課施策である子ども居場所づくり事業においては、現在、3自治会での実施にはなりますが、自治会主導により地域の伝統行事や農業体験、地域清掃などを行う「まなび塾」の開催に積極的に取り組んでいただいております。改めて、コーディネーターを配置することは、逆にスムーズな運営を欠くきっかけになりかねないとして、国の推進するイメージとは若干差異がありますが、山城教育局からも、「久御山版」地域学校協働活動として認知いただいておりますので、引き続き、各団体の協力を得ながら実施していきたいと考えております。ただし、この「まなび塾」は、現在、佐山校区のみの実施にとどまっており、平成28以降実施体が増えない中、京都府の目指す、『平成31年・32年の2年間で全校区ですべての子どもに放課後学びの場を提供』という目標の実現には、ハードルが高いと認識しておりますが、課題解決に向け1歩でも前進したいと考えております。さて、本町の計画ですが、大きく4つの柱を定め、それに関連づけた6つの重点目標、その目標を達成するための具体的な取り組みで構成しております。

1つ目の柱は、生涯学習の振興とし、3つの重点目標を掲げ、それぞれに具体的な取組を紐付けています。2つ目の柱は、家庭の教育力の向上で、重点目標が1つ、それに紐づく具体的な取組が6つございます。3つ目の柱は地域社会の教育力の向上で、重点目標を1つ掲げ、6つの具体的な取組を紐付けました。最後、4つめの柱は人権教育の推進で、重点目標が1つ、具体的な取組として4つ紐付けております。

昨年度からの変更点でございますが、大筋は変更ございません。逆に申し上げますと、本年度の課題として掲げ、解決に向け取り組んできたことについて、達成に至ら

なかったということでございます。本年度、重点課題として取り組んできたのは、現在、国が提唱している、「地域学校協働活動」でございます。「地域全体で子どもを健やかにはぐくむ取り組み」とし、「まなび塾」を含め、地域諸団体の協力のもと事業としては実施ができておりますが、校区により温度差があったり、各団体内の世代交代が難航していたり、協力団体数の伸び悩み等といったところでございます。このため、令和2年度においても引き続き同じテーマを最重点課題として、取り組んでいくこととし、紐づく具体的な取組の順位変更のみにとどめたところでございます。抜粋してご説明いたします。まず、生涯学習の振興では、重点目標1の3番目と4番目を入替えました。町指定の文化財が平成20年度から変動なく、議会からも積極的に調査すべきではないかという声があったり、町史の編纂が平成以降進められていなかったり、資料室にある町史編纂等の元となった資料の整理が手つかずであったりと、町内に数多くある社寺や個人宅の資料も含め、眠っている文化財への調査・研究は大切であると認識しておりますが、とりあえず、活用できる状態にある物を地域に知っていただくということで取り組んでいきたいという思いでございます。次に、家庭の教育力の向上では、京都府の計画との表現の調整のみでございます。続きまして、地域社会の教育力の向上では、「地域学校協働活動」に絡め、子どもを取り巻く学びの環境づくりにとりくむとともに、その活動を通じて、協力団体の組織力の底上げを同時に進めていきたいという考えのもと、順位変更を行いました。最後、人権教育の推進では、変更箇所はございません。以上、ご説明いたします。

○山本教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。阿部委員どうぞでございますか。

○阿部委員 先程と同じですが、これは教育委員会から誰に、さっきの場合は現場の先生にということでしたが、これは誰にみてもらうものですか。

○福原課長補佐 社会教育委員さんにも諮っていただく中で学校にも社会教育としてこういう方向性で進めて行きますと、学校の先生であったり各協力団体に方針として示させていただくものです。各保護者様にというものではありません。

○阿部委員 わかりました。

○山本教育長 ホームページにアップはしてないのですか。

○福原課長補佐 しておりません。

○山本教育長 ホームページにアップしたら良いと思います。

○福原課長補佐 検討してまいります。

○山本教育長 他にございませんか。豊田委員どうぞ。

○豊田委員 質問ではないのですが、久御山町は各種団体がそれぞれ独自性を持って活動しているので学校教育の方でも園小中でベクトル合わせという言葉がありましたけれど、久御山町の社会教育団体と呼ばれる人達がやはりベクトルを合わせて活動する、何を目指してやているのかという所をお互い確認しあう必要があると思います。、連携できる余地があるのであればした方が、運営する人達の高齢化とか色々な問題等に関してもお互いに良い刺激を受けると思います。もう少し久御山町としてベクトルを合わせるような機会があっても良いのではないかと思います、ベクトル合

わせをする機会を設けると良いのではないかと思います。

○山本教育長 ありがとうございます。他にございませんか。質疑がないようでございます。議案第6号令和2年度学校教育社会教育の重点につきましてご異議ございませんか。

○委員 はい。

○山本教育長 それでは異議なしと認めさせていただきます。議案第6号につきましては可決いたしました。ここで少し、5分程休憩をいたしたいと思います。

【休憩】

○山本教育長 それでは、再開いたします。議案第7号久御山中学校給食調理業務委託評価委員会設置要綱一部改正につきまして議題といたします。それでは、事務局より説明を求めます。

○内座学校教育課長 はい、それでは議案7号についてです。こちらは要綱の題名を久御山町立小・中学校給食調理業務委託評価委員会設置要綱に改めるものです。それに伴い、第一条中の久御山の右に町立小・を加え、第3条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号に次に(4)委託となった小学校の長を加えるものです。これは現在、外部委託しております学校給食調理業務に佐山小学校の給食を加えることに伴い改正するものです。

○山本教育長 説明が終わりました。質疑はございませんか。質疑がないようございますので、議案第7号を採決いたします。ご異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 ないようですので、議案第7号については可決いたしました。次に、議案第8号でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則整備につきましてを議題といたします。それでは、事務局より説明を求めます。

○内座学校教育課長 この議案第8号につきましては、地方公務員法、地方自治法が一部改正されたことに伴いまして条文の整理、第1条については段差離が起きておりますので条文の整理及び今回、地方公務員法及び地方自治法の改正と言いますのが今まで臨時職員、嘱託職員につきましては賃金でお支払いしていた訳ですが会計年度任用職員に変更になります。それに伴いまして、賃金ではなく報酬という形でお支払いすることになりました。その内容、賃金という言葉報酬に改めております。そして、指導員の報酬、手当、費用弁償については会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に定めるところによるようになりましたので、名称の変更等をしているところです。現行の規則をお手元に配らせていただいている内容でございます。第2条で賃金を報酬に改め、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、嘱託員取扱規則の嘱託員という名称を会計年度任用職員に変更するものです。例規整備ですので、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する教育委員会規則の整備に関する規則ということで学校運営協議会の設置規則については条ずれが起きていますので第1条中に47条の6を47条の5に変更いたします。次に、久御山町の交通指導員設置に関する規則がございまして、そちらの条文に賃金という文言や嘱託員という文言が入って

おります。それが、賃金が報酬に、嘱託員が会計年度任用職員に変更になります。社会教育指導員設置に関する規則についても同じく、賃金を報酬に改め、嘱託員を会計年度任用職員に変更します。この3つの規則を1本化して教育委員会関係の例規整備ということで1本の議案とさせていただきます。以上です。

○山本教育長 よろしいでしょうか。上位法令が改正されましたので、規則を変更させていただいたものです。ご質問はございませんか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 それでは、議案第8号についてご異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 ないようでございますので、議案第8号については可決されました。続きまして、議案第9号でございます。久御山町教育委員会職員の職の設置に関する規則一部改正につきましてを議題にします。説明を求めます。

○内座学校教育課長 こちらにつきましては、久御山町職員の給与に関する条例の一部改正がございました。それに伴いまして、新旧対照表、一番後ろのページ参考資料としてつけさせていただきます。ことらをご覧ください、下線を引いてます、主事補、社会教育主事補というのがありますが、これを廃止いたします。主事補は主事、社会教育主事補は社会教育主事に全部変更となります。これは、久御山町の給与に関する条例が改正された事に伴いまして教育委員会の職員設置に関する規則についても同じく改正するという内容です。以上です。

○山本教育長 ご質問はありますか。よろしいですか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 それでは、議案第9号久御山町教育委員会職員の職の設置に関する規則一部改正についての採決をいたします。ご異議はございませんか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 ご異議ございませんので、議案第9号久御山町教育委員会職員の職の設置に関する規則一部改正については可決いたしました。引き続きまして議案第10号久御山町教育委員会事務決裁規程一部改正についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○内座学校教育課長 先程の地方自治法の上位法令の改正と同じく内容は同じですが、施行規則の一部改正に伴いまして予算科目の整理を行うものでございまして、この教育委員会事務決裁規程というのが教育長の権限に属する事務の執行に關しまして処理ができる内容が書かれている規程でございまして、この中に3科目が書かれております。その中の先程の規則で説明させていただきました賃金を報酬に改正するものの実質の整理で賃金を削除するという内容の規程です。以上です。

○山本教育長 質問させてもらいます。なぜ、マルがわけてあるのですか。

○内座学校教育課長 マルは、決裁区分を別けてあるもので、報償費で言うと、30万円以上は教育長の決裁が必要です。次の10万円以上30万円未満は教育次長の決裁が必要となる区分、10万円未満であれば課長で決裁できるという区分になります。横の課長は合議指定をするものです。

○山本教育長　それでは、よろしいでしょうか。議案第 10 号久御山町教育員会事務決裁規程一部改正について異議はございませんか。

○委員一同　はい。

○山本教育長　ないようですので、議案第 10 号久御山町教育員会事務決裁規程一部改正については可決いたしました。続きまして議案第 11 号久御山町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○内座学校教育課長　こちらの議案第 11 号につきましては、久御山町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の内容を 12 月に説明させていただきかと思いますが、昭和 46 年 5 月に公立の義務教育小学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法ですが、この内容で現在まで来ており、その内容というのは教職員については時間外勤務手当という考え方がないんです。時間外勤務手当を支給しない代わりに教職の調整額として 4 % を本給に上乘せして支給するという事で、原則、時間外勤務を命じることができない事になっています。ただし、超勤 4 項目といいまして特定の業務 1 から 4 まで、生徒の実習に関する業務、学校行事に関する業務これは修学旅行になります。教職員会議に関する業務、非常災害、やむを得ない場合の業務の 4 項目に限って時間外勤務を命ずることができるかとされています。これが、令和元年 12 月に改正されました。改正というのは、教職員の在校時間が非常に長すぎるとのことでこれに関する改正でした。平成 31 年 1 月に超過勤務時間の上限ガイドラインを文部科学省が策定をされまして、月 45 時間、年 360 時間を上限にするという事でこの超過勤務時間というのは在校時間です。ようするに午前 8 時半から午後 5 時 15 分までが勤務時間となっており、それ以降を在校等時間と位置づけましてそれが月 45 時間以上、年 360 時間に換算しても駄目とガイドラインを設けられました。ガイドラインがありましたが、給特法が改正によりましてガイドラインを指針と言う事に格上げされ法的根拠を持つことになりました。それに基づきまして各都道府県、都道府県の条例改正を受けて市長村教育委員会でもきっちりこの上限を設けて指針を作るようにと言われ、それに基づいて京都府がまず職員の給与等に関する条例を一部改正をされました。3 月 19 日可決されてるのですが、それを受けまして本町でも、議題となっています教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定することにしております。この規則の中で、上限月 45 時間、年 360 時間を設けております。これを第 2 条に書かせていただいているところです。ただ、1 ヶ月 45 時間、1 年 360 時間の決まりはあるものの、第 2 条第 2 項には規程に関わらず通常予見することができない場合は 1 ヶ月 100 時間、1 年 720 時間という緩やかなものも加えられているのですが、基本は規則で定めて縛りを掛けていくことになりました。こちらの規則につきましては京都府の規則に基づきまして準則的に町長部局でも同様に同内容で定めていくということで今回制定をさせていただきたいと上程をさせていただきました。これにつきましては、令和 2 年 4 月 1 日からの施行となっております。以上です。

○山本教育長　只今、久御山町立の小学校及び中学校教職員の業務量の適切な管理

等に関する規則の説明がありました。質疑ございませんか。一つだけ補足で私から申し上げます、この第2条第2項 一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、1月100時間、1年720時間となっておりますが、この一時的にとは、いじめ、問題行動の部分、突発的にとは災害の部分です。今回の新型コロナもそうですし、大災害、例えば地震、風災害全てです。この場合は、先生方も1月100時間、1年720時間も認めるという事です。ここにはクラブ活動に関しては含まれません。

○寺井委員 田口先生にお聞きしたいのですが、月45時間とは現実的に守れそうなのですか。

○田口委員 一日当たりにしたら2時間ぐらいですか。大概の教師は始業の1時間から30分前には来ています。放課後は4時過ぎに終わりですが、5時、6時までいたら一日2時間ぐらいですか、なんとかやっていた感じではありますが、研究大会などがでてきたら、ちょっと遅くまでなってしまう事になってしまうこともあります。なるべく、管理職が声を掛けながら会議の精選をしなければいけないと思います。

○山本教育長 よろしいでしょうか。それでは議案第11号久御山町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定について、ご異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 それでは、異議なしでございますので議案第11号久御山町立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定につきまして可決いたしました。ここで、少し休憩させていただきます。

【休憩】

○山本教育長 それでは引き続きまして、議案第12号久御山町立学校の教職員の勤務時間に関する方針の策定についてを議題といたします。説明を求めます。

○内座学校教育課長 こちらは、先程の規則で定めた上限時間を守るための方針となります。取組方針とか段階的目標の方を定めている所であります。4月1日から策定させていただき、始めにのところは今までの状況を記載しております。平成29年10月に勤務実態調査等もしております。それらの内容を見ますと大変深刻な状況にあることが明らかになり、国の動向でもそうございまして教職員の働き方の実行計画をまず策定されました。本町では出退勤の管理システムを平成29年12月から導入して、平成30年には校務支援システム、保健室システムなどを導入して働き方改革の取組も推進してきたところでもございます。そうしたなか国の全体的な流れとしまして働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律で罰則付きの時間外労働の規制等が導入されました。そして京都府についても国家公務員の取扱に準じて人事院規則が改正され、京都府の職員、公立学校に勤務する教職員に対して時間外勤務命令の上限設定の措置も講じられたところでもございます。公立学校の教職員につきましても先程規則のところでもご説明させていただきましたとおり、超勤4項目以外の業務に対応している時間外勤務が長時間化しているという実態が見えてまいりまし

た。それを踏まえて文科省がガイドラインを策定しました。それを受けまして京都府でもガイドライン等を策定されたところでありまして、その流れのなか、さらに働き方改革を推進するために給与等が改正されました。それに基づいて、公立学校の教育職員の業務量が適切な管理、その他の教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の増進を図るために講ずべき措置に関する指針が策定されたところです。この指針というのが超勤4項目以外の時間を含めて在校と時間の位置づけをして外見的に把握することとしたガイドラインを法に基づく指針に格上げし法的な縛りを加えられたということで、サービス監督権者である教育委員会も上限方針の実効性を高めるために必要な措置を講じることと定められています。このような流れを踏まえて本町でも規則で上限時間を規定し、そしてその規則に基づく方針としましてこの方針を定めてさらなる教職員の働き方改革の実現に向けて取組をいっそう強力に推進していきたくてございまして。具体的な内容については、趣旨は働き方改革の実現に向けた取組方針を定めています。方針の対象者については町立学校に勤務する教育職員を対象とします。この教育職員を対象を限定するのは事務員については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用される方でありまして、その適用がない校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、それから教諭、養護教諭、栄養教諭、講師という方々に適用するというところでございまして。次に勤務時間の上限時間は規則で定めたとおり時間外の在校時間として1月45時間、1年360時間との原則をここに書かせていただいております。そして、特例的な扱いとしまして先程、突発的な内容、臨時的な特別な事情の内容については1月100時間、1年720時間となりますので特例的な扱いとしてはここに書かせていただいております。ここに具体的な内容も書かせていただいております。4行目ですけど学校事故等が生じて対応が要する場合、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生した場合など設定できることを書かせていただいております。取組方針ですが、8つのテーマを掲げております。1番目が学校運営、指導体制の充実、強化、2番目に専門スタッフの配置等の促進、3番目が部活動運営の適正化と教員の負担軽減、4番目が学校業務の更なる改善の推進、5番目に学校組織マネジメント力の更なる向上、6番目に学校における勤務時間を意識した働き方の推進、7番目に学校、家庭、地域の役割分担と連携、協働の推進、8番目に数値目標の設定による進捗管理という8つの取組方針を掲げております。それをどのように具体的にするのが次にページ以降になります。まず、先進校の取組の実施ということで、実践事例等もさまざま今、国、府を通じて事例集等も来ていまして、良いものを取り入れるなかで是正できるものは是正して先進的な取組について全校で実施できるようにしていきたいというのが1つ目です。2つ目が校務分掌の業務量の平準化に向けた取組の強化ということで、出退勤の管理記録システムを導入して状況把握はできていますが実際に時間外勤務をしている教職員というのは固定化されている状況というのは否めないところございまして、その方々にどうしたことができるのかということをご各学校において今後分掌の平準化等により解決できるのであれば取組を強化していくことにいたします。3つ目が教育職員の意識改革、教員もなかなかそのような意識になっていないのが実際のところです。一人一人の働き

方そのものの価値観の転換が必要な時期にきているのではないかと、意識改革に向けた取組を進めていきたいと考えております。そして4番目教職員の働き方改革に向けた情報発信ということで、こういった取組を実行していくにあたって保護者や地域の方々の理解と協力が不可欠であります。そういった内容を情報発信をしていきたいと考えております。5番目健康及び福祉を確保するための措置といたしまして、在校時間が一定時間を超えた先生方に対しましては校長によるヒアリングを実施するとともに、健康状態、心、体ともにあまり体調不調が長いようであり改善できない場合は医師による面接指導を希望者に対しては実施していける体制整備も必要ではなか、具体には安全衛生委員会等の設置も必要ではないかとこちらは書かせていただいております。そして段階的目標の設定ということでこれらの取組の方針を着実に進めて行くかを別記1に記載しています。1期から3期と3段階に分けて目標値を定めております。1期は令和2年度から3年度の2カ年で、1ヶ月45時間が法に定められている時間ですが、1ヶ月80時間以内を100%、1ヶ月45時間以内を60%を目標値に定めていきたいと考えております。その取組としましては、統一的な取組としましては、せめて午後8時までには退勤することや部活動の指導方針に基づく学校方針を遵守してもらい、月2回は土、日の休養日の設定をしていますが、必ずそれを守っていただくことと複数指導体制が確立できないかということルールとして盛り込んでいきたいと思っております。そして3つめに週休日の振替の徹底をしていこうと考えております。そして2期目、令和4年度から5年度については段階的目標として少し率を上げていきたいということで、1ヶ月60時間以内を100%、1ヶ月45時間以内を80%にしていきたいと思っております。この働き方のルールとしましては、1期は午後8時までだったところを午後7時30分までの退勤を徹底してくと、徐々に早期に退勤していく取組をしていきたいということです。そして2番目は部活動指針に基づく学校方針の遵守、ここは同じですが更なる遵守をしていっていただくと、それから週休日の振替等の更なる徹底ということで実施していきたい。そして最後、5カ年での目標を定めておまして令和6年度には1ヶ月45時間を100%にしていきたい午後7時までに全員退勤していただくという目標値を掲げております。留意事項としまして、実施期間、これは5カ年を目途に設定をしており、段階的目標及び働き方ルールの進捗状況を踏まえて必要に応じて見直しを行っていききたいと考えているところです。そして、方針の趣旨に反する行為として、形式的な目的化されてしまうことが一番あってはならないと思っております。そういったことを避けるために実効性を高めていきたいと考えているところでございます。校長会とも協議をするなかで予算が必要なものについては予算化もしていきたいと思っております。

○山本教育長 久御山町立学校の教職員の勤務時間に関する方針の策定でございます。質疑ございませんか。この原則、1ヶ月80時間以内100%というのは80時間までの人を100%なくすということですか。

○内座学校教育課長 80時間は絶対に超えることがないようにするという意味です。

○山本教育長 よろしいですか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 それでは、議案第 12 号久御山町立学校の教職員の勤務時間に関する方針の策定について異議ございませんか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 異議がないようですので議案第 12 号久御山町立学校の教職員の勤務時間に関する方針の策定につきましては可決されました。それでは、議案第 13 号久御山町スポーツ推進委員の委嘱についての説明を求めます。

○田井次長 私のほうからご説明申し上げます。久御山町スポーツ推進委員の委嘱ということです。任期が 2 年となっておりますのでこの 3 月末をもちまして任期満了、4 月から 2 年間、スポーツ推進委員をお願いすることになります。このたび、推進委員につきましては、スポーツ基本法におきまして規定され設置するものでスポーツ推進員は教育委員会で委嘱するとなっております。新たに 4 人の方を迎えまして 13 名の方で予定をしております。新たにお問い合わせの方は上から 6 人目、國保三千代さん、この方は家庭婦人のバレーボールをされております。1 つ飛ばして谷本旭洋さん、この方は学生時代、陸上競技の長距離をされていまして実業団でも活躍された方です。下から 3 番目、村田翔一さん、この方は各校区のバランスも見ながら地域で活躍されている方です。その下、山田悦世さん、この方も久御山中学校からソフトボールもされていた方です。新たな 13 人で 2 年間、久御山町のスポーツの推進を進めていただくと考えております。

○山本教育長 説明がおわりました。質疑にはいります。質疑はございませんか。よろしいですか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 議案第 13 号久御山町スポーツ推進委員の委嘱についてを採決をいたします。ご異議はございませんか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 異議なしと認めます。議案第 13 号久御山町スポーツ推進委員の委嘱については可決されました。続きまして議案第 14 号令和元年度久御山町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。説明を求めます。

○内座学校教育課長 こちらのほうにつきましては、新型コロナウイルスの感染症対策として国から急きょ補助金が交付されることに基づいて、追加補正をさせていただいたものです。内容といたしましては、10 ページ、11 ページをご覧ください。歳入ですが、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金、説明欄で保育対策総合支援事業費補助金 250 万円計上しております。感染症対策として購入する空気清浄機と消毒液を購入しようと思っております。その下が教育費国庫補助金、放課後児童健全育成事業費補助金で 170 万 7 千円を計上しております。こちら空気清浄機を購入する分と仲よし学級を急きょ学校を休業したために朝から開設いたしております、それに対する人件費となります。次に歳出です。12 ページ、13 ページをご覧ください。真ん中の段です、民生費、児童福祉費、こども園費の説明欄、こども園運営事業、需用費の消耗品費で 46 万円を計上していますが、こちらの方が消

毒用アルコールの購入費用です。その下がこども園施設維持管理事業で204万円の備品購入費です。こちらについては空気清浄機を40台購入する費用でございます。21年度にこども園には空気清浄機を各教室に購入しておりますが、10年を経過しておりますので更新時期にも当たりますので教室分の40台を購入するものです。次に一番下の教育費、社会教育費、放課後児童健全育成費、説明欄、放課後児童健全育成事業で107万7千円で内訳は賃金でございます。先程申し上げた仲よしを急きょ開設した分の人件費、備品購入費といたしまして空気清浄機を6台購入いたします。仲よし学級もこども園と同様に21年度に購入しておりますので更新ということで6台分を計上しております。こちらの方は全て急きょということで国の感染症対策の補助金で補助率10/10でこども園については限度額が1施設当たり50万円ですので、こども園は5施設ですので250万円を計上しております。以上です。

○山本教育長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 ご異議はございませんか。

○委員一同 はい。

○山本教育長 異議がないようでございます。議案第14号令和元年度久御山町一般会計補正予算(第7号)につきましては可決されました。議案につきましては、全て終わりました。その他の部分、何かございますか。それでは、先に令和2年度4月1日の人事異動、教育委員会分のみを抜粋いたしております。今回の人事異動については4点、こども園の園長職に一般職の登用、農業委員会事務局長の課長級の導入、課長級への若手登用ということで教育委員会につきましては、こども園への一般職の登用ということで質の高い就学前教育を実施しているところですが、平成30年度から幼保連携型認定こども園を運営してきました。そうした中でさやまこども園が施設一体型の運営になりました。2年度にとうずみこども園、4年度にみまきこども園が計画的に園整備を行ってまいります。そうした中で子育て支援、働き方改革の視点からこども園の運営や保育士の職場環境についていっそう推進するために人事交流を行うもので、今回、こども園への一般職の登用をしたところでは。

【人事異動者の紹介】

それでは、これをもちまして久御山町教育委員会定例会を終了いたします。

午後12時00分 終了

○報告事項

- (1) 3月議会一般質問（令和2年久御山町議会第1回定例会）について
- (2) 令和2年度仲よし学級入級予定者数について
- (3) 令和2年度旧山田家住宅の一般・特別公開について

(1) 3月議会一般質問（令和2年久御山町議会第1回定例会）について
内座学校教育課長

○代表質問 4会派中3会派

- ・新型コロナウイルスへの対策について
⇒ 一斉に臨時休業している状況の説明
- ・学力向上対策について
⇒ 一定参加者の偏差値が上昇している状況の報告
小学校への事業拡充については、夜間の安全対策がクリアできれば検討。
- ・SDGsの推進について
⇒ SDGs重要性について説明
- ・働き方改革について
⇒ 現状報告
- ・子育て支援について
⇒ 中学校まで給食費軽減を広げる考えはない。

○一般質問 5名中3名

- ・新型コロナウイルス感染症対策について
⇒ 臨時休業中の内容、注意喚起をしていることとを説明
- ・プログラミング教育について
- ・PFI事業について
⇒ 中学校プールの改修計画をしている。
- ・不登校対策と子育て支援について
⇒ 分身ロボットの導入等については今後研究させていただく。
- ・ICT教育について
⇒ GIGAスクール構想の現状説明、導入予定説明等

(2) 令和2年度仲よし学級入級予定者数について

西野社会教育課長

- ・1月20日から2月7日までの約3週間募集を実施
⇒ 御牧小学校：定員70名に対して42名
佐山小学校：定員90名に対して75名
東角小学校：定員90名に対して56名 計173名

(3) 令和2年度旧山田家住宅の一般・特別公開について
西野社会教育課長

- ・ 一般公開：毎月3回（第1木曜、第2土曜、第3日曜）
午後9時から正午まで会館
- ・ 特別公開：例年4回
※新型コロナウイルス対策で春の公開は中止
年3回（8月：夏の公開、10月：秋の公開、1月：冬の公開）
- ・ 令和元年度の入館状況
⇒ 4月から2月まで、44回の公開に対して520人の来館（町内349人）
※3月につきましては新型コロナウイルス対策で休館